中央新幹線中部総合車両基地ほか新設工事 における環境保全について (回送線)

令和6年10月

東海旅客鉄道株式会社

目 次

	負
第1章 本書の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1-1
第2章 工事の概要	2-1
2-1 工事の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-1
2-2 工事位置	2-2
2-3 施工手順 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2-2
2-3-1 工事施工ヤードの施工手順	2-3
2-3-2 道路付替えの施工手順	2-5
2-3-3 高架橋工等の施工手順 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-8
2-4 工事工程 ·····	2-12
2-5 工事用車両の運行	2-13
2-5-1 工事用車両の運行台数	2-13
2-5-2 工事用車両の運行ルート	2-14
2-5-3 中津川市中津西地区及び坂本地区における工事用車両の運行 ・・・・・	2-15
第3章 環境保全措置の計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-1
3-1 環境保全措置の検討方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-1
3-2 環境保全措置を検討した事業計画地 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-2
3-3 重要な種等の生息・生育地の回避検討	3-2
3-4 工事による影響を低減させるための環境保全措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-9
3-4-1 大気環境 (大気質、騒音、振動)	3-9
3-4-2 水環境 (水質)	3-12
3-4-3 土壌環境・その他(土壌汚染、日照阻害、電波障害、文化財)・・・・	3-14
3-4-4 動物・植物・生態系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-16
3-4-5 環境への負荷(廃棄物等、温室効果ガス) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-18
3-5 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を	
低減させるための環境保全措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-19
3-6 重要な種の移植 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-21
3-7 専門家等の技術的助言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-25
3-8 環境保全措置の実施にあたっての対応方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3-25

第4章 事後調査及びモニタリング	4-1
4-1 事後調査及びモニタリングの実施計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4-1
4-1-1 事後調査	4-1
4-1-2 モニタリング	4-2
4-2 事後調査及びモニタリングの結果の取扱い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4-5
(参考)中津川市中津西地区及び坂本地区における	
工事用車両の主な運行ルート及び区間毎の想定台数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	参-1

第1章 本書の概要

中央新幹線中部総合車両基地ほか新設工事の実施にあたり、「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書【岐阜県】平成26年8月」(以下、「評価書」とする。)に基づいて実施する環境保全措置、事後調査及びモニタリングなどの環境保全に係る具体的な計画について取りまとめたものである。

本書は、中央新幹線中部総合車両基地ほか新設工事のうち、回送線の高架橋工事に係る内容 (以下、「本工事」とする。)を対象としている。なお、中部総合車両基地における工事施工 ヤード造成、先行盛土及び道路付替えに係る内容(以下、これらを「先行盛土等」とする。) については、「中央新幹線中部総合車両基地ほか新設工事における環境保全について(先行盛 土等)令和3年6月」(令和6年1月25日更新)として、環境保全の計画を公表済みである。 また、先行盛土等工事以降に実施する造成工事等については、計画が具体化した後に、別途、 環境保全の計画を取りまとめる。

第2章 工事の概要

2-1 工事の概要

工事名称 : 中央新幹線中部総合車両基地ほか新設

工事場所 : 岐阜県中津川市千旦林地内

工事工程 : 令和6年10月~令和10年3月31日

工事概要: 工事施工ヤード造成(道路付替え含む) 約 5.5ha

高架橋工 約690m

工事時間 : 工事施工ヤード造成 7時00分~19時00分

道路付替之 7時00分~19時00分 高架橋工等 7時00分~19時00分 資機材運搬 8時00分~18時00分 発生土運搬 8時30分~17時00分

※上記の時間は、工事施工箇所での作業開始、終了の時間である。

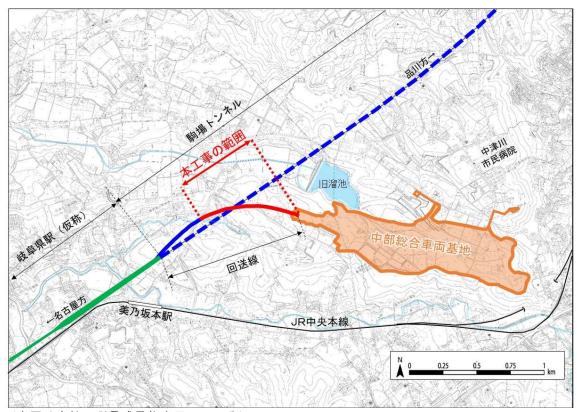
休工日:日曜日、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始

※工事の進捗、作業の内容、運搬物の状況等により、やむを得ず、上記以外の時間や上記の日程に作業や運搬を行うことがあるが、予め関係者と調整する。

※地域のイベント等が開催される場合は、工事時間等について予め関係者と調整する。

2-2 工事位置

本工事の工事位置は、図 2-2-1 に示すとおりである。



(本図は自社の測量成果物を用いている)

※現時点での計画であり、今後変更する可能性がある。

図 2-2-1 工事位置

2-3 施工手順

本工事に使用する主な建設機械を表 2-3-1 に示す。また、工事施工ヤード造成、道路付替 え、高架橋工等の施工手順を以下に示す。

表 2-3-1 主な建設機械

種類	規格
バックホウ	$0.8 \mathrm{m}^3$
全回転オールケーシング掘削機	φ 2,000mm
ラフテレーンクレーン	25t
コンクリートポンプ車	90~110m³/h
クローラークレーン	60~65t

(引用:「評価書(資料編)p.事 3-3-12 表 3-3-1(6) 建設機械の台数」)

2-3-1 工事施工ヤード造成の施工手順

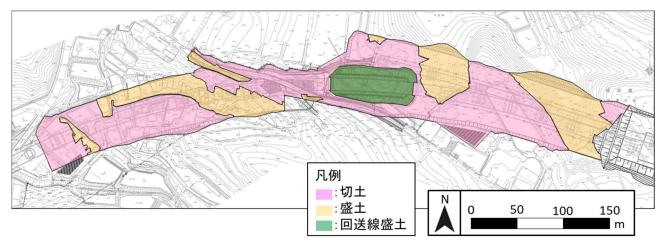
工事施工ヤードは、図 2-3-1-1 に示すとおり、はじめに仮囲い及び出入り口の整備を行 う。その後、仮設沈砂池及び側溝の設置、樹木の伐採やバックホウ等を使用して工事施工 ヤード整備を行う。工事施工ヤードの造成は、施工ヤード内で発生する切土発生土を用い て盛土することとし、工事施工ヤード内に工事用車両※運行ルートを整備することで施工性 の向上と周辺域を含めた工事用車両台数の平準化を図る計画とした。

工事施工ヤードの切土範囲、盛土範囲については図 2-3-1-2 に示す。また、造成後の工 事施工ヤードについては図 2-3-1-3~図 2-3-1-4 に示す。

※評価書における「資材及び機械の運搬に用いる車両」または「資材運搬等の車両」を指す。



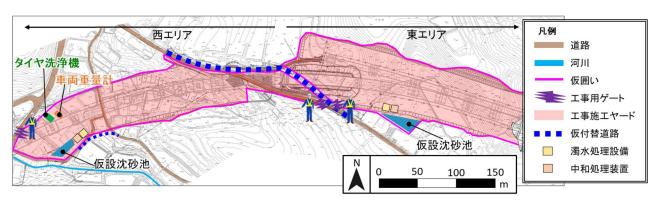
図 2-3-1-1 工事施エヤード造成の施工手順



(本図は自社の測量成果物を用いている)

※現時点での計画であり、今後変更する可能性がある。

図 2-3-1-2 工事施工ヤードの切土、盛土範囲



(本図は自社の測量成果物を用いている)

- ※現時点での計画であり、今後変更する可能性がある。
- ※仮付替道路の施工中は施工範囲に応じて仮囲いの範囲を変更する。

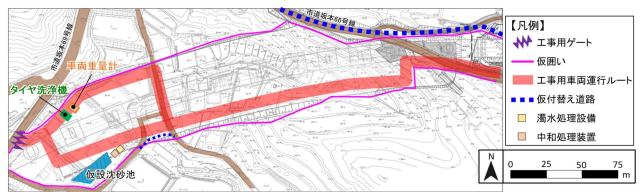
図 2-3-1-3 工事施エヤードの平面図



(本図は自社の測量成果物を用いている)

- ※現時点での計画であり、今後変更する可能性がある。
- ※工事用車両運行ルートの車両基地との接続(図中赤点線部)は、現在計画中である。
- ※仮付替道路の施工中は施工範囲に応じて仮囲いの範囲を変更する。
- ※工事用車両は、都度、工事施工ヤード(西エリア)へ移動し、タイヤ洗浄、車両重量計を使用する。
- ※工事施エヤードの東西エリアを横断する箇所は、ハイウォッシャーを使用して適宜清掃する。

図 2-3-1-4 (1) 工事施工ヤードの平面図 (東エリア)



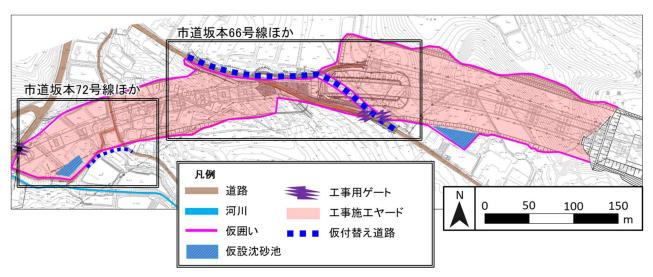
(本図は自社の測量成果物を用いている)

- ※現時点での計画であり、今後変更する可能性がある。
- ※仮付替道路の施工中は施工範囲に応じて仮囲いの範囲を変更する。

図 2-3-1-4 (2) 工事施エヤードの平面図 (西エリア)

2-3-2 道路付替えの施工手順

道路付替えの施工位置を図 2-3-2-1 に示す。また、道路付替えの主な施工手順を図 2-3-2-2~図 2-3-2-3 に示す。

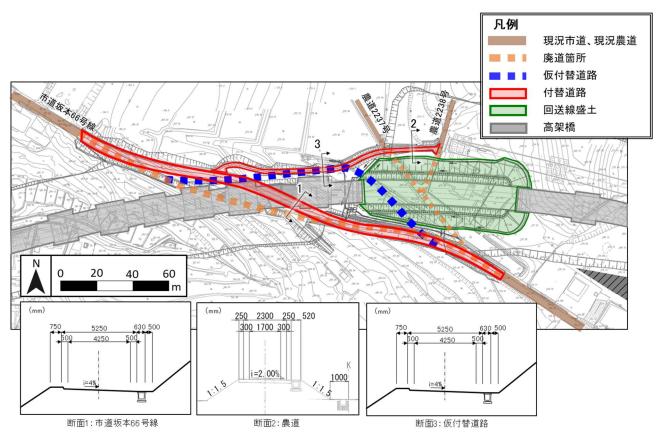


(本図は自社の測量成果物を用いている)

※現時点での計画であり、今後変更する可能性がある。

図 2-3-2-1 道路付替え概要

回送線構造物が市道坂本 66 号線及び農道 2237 号、農道 2238 号に支障するため、道路の付替えを行う。高架橋の施工期間中は市道坂本 66 号線の仮付替道路を整備したのち、現道の通行止めを行う。また、高架橋工事の進捗に合わせて、市道坂本 66 号線及び農道 2237 号、農道 2238 号の付替えを行う。現況の農道 2237 号、農道 2238 号の一部を廃道とし、盛土工を行う。道路付替え概要は図 2-3-2-2 に示すとおりである。

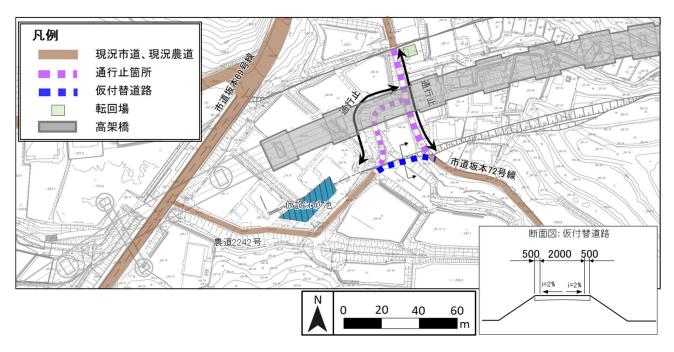


(本図は自社の測量成果物を用いている)

※現時点での計画であり、今後変更する可能性がある。

図 2-3-2-2 道路付替え概要(市道坂本 66 号線ほか)

高架橋工事に支障するため、工事期間中は市道坂本 72 号線及び農道 2242 号の仮付替えを 行う。仮付替道路を整備したのち、現道の通行止めを実施する。工事完了後、通行止めを解 除する。道路付替え概要は図 2-3-2-3 に示すとおりである。



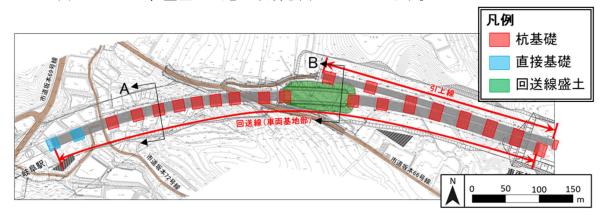
(本図は自社の測量成果物を用いている)

※今後周辺で計画されている工事の影響等により、道路の交通規制や付替え計画等については、 変更となる可能性がある。

図 2-3-2-3 道路付替え概要 (市道坂本 72 号線ほか)

2-3-3 高架橋工等の施工手順

高架橋工、盛土工の施工位置を図 2-3-3-1 に示す。また、高架橋工の主な施工手順を図 2-3-3-2~図 2-3-3-3 に、盛土工の施工手順を図 2-3-3-4 に示す。



(本図は自社の測量成果物を用いている)

※現時点での計画であり、今後変更する可能性がある。

図 2-3-3-1 高架橋工の施工位置

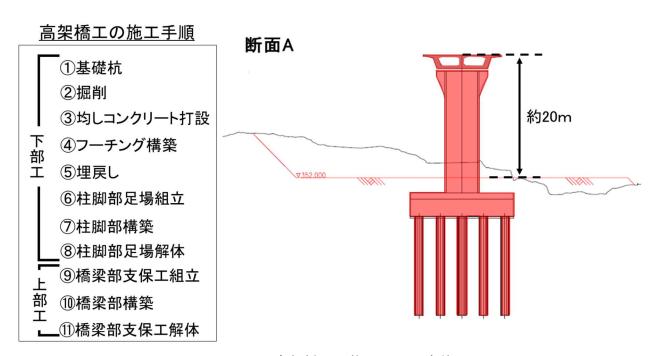


図 2-3-3-2 高架橋工の施工手順(全体)

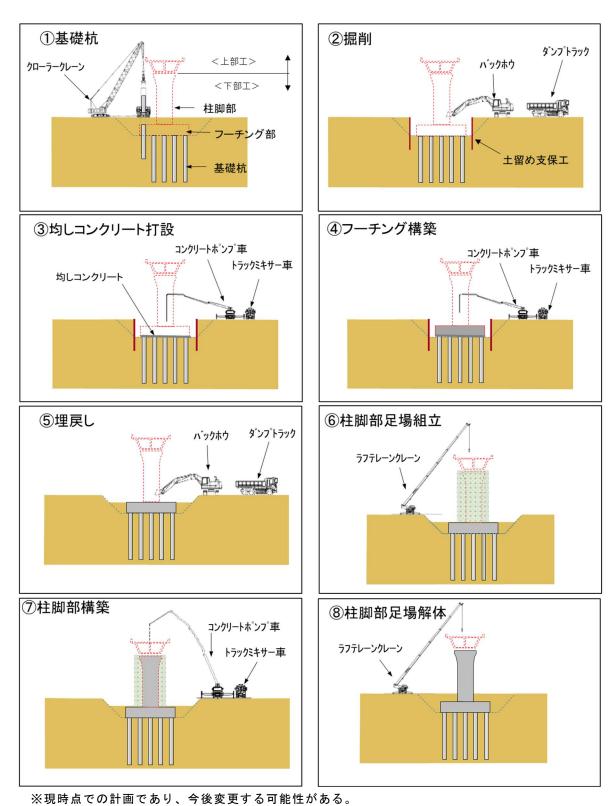
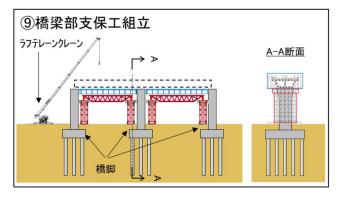
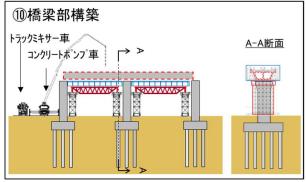
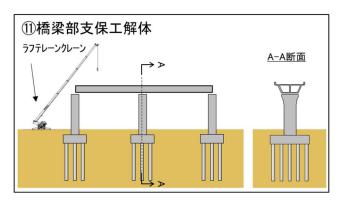


図 2-3-3-3 (1) 高架橋下部工の施工手順



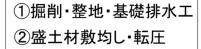




※現時点での計画であり、今後変更する可能性がある。

図 2-3-3-3 (2) 高架橋上部工の施工手順

盛土工の施工手順



- ③補強材敷設
- 4 23の繰り返し
- ⑤法面工・排水工
- ⑥路盤工



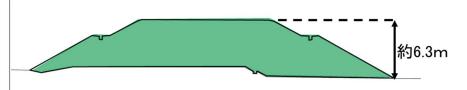
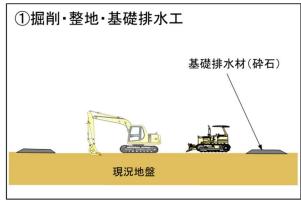
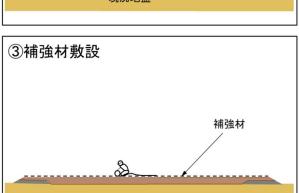
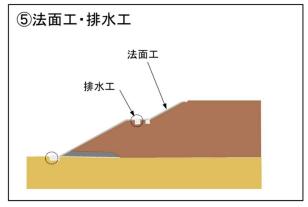


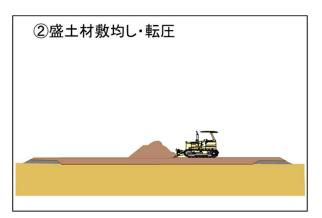
図 2-3-3-4 (1) 盛土工の施工手順

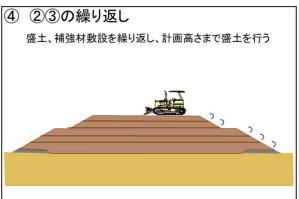












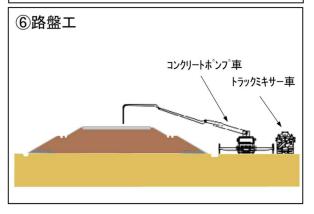


図 2-3-3-4 (2) 盛土工の施工手順

2-4 工事工程

工事工程を表 2-4-1 に示す。

表 2-4-1 工事工程表

年度		令和	6年		•	令和	7年	-	•	令和	8年	:		令和	19年	<u> </u>
項目	Ι	п	Ш	IV	Ι	п	Ш	IV	Ι	п	Ш	IV	Ι	п	Ш	IV
工事施エヤード造成																
*\D\ /_ ±± ~																
道路付替え																
高架橋工等																

[※]工程については、工事の状況等により変更する場合がある。

2-5 工事用車両の運行

2-5-1 工事用車両の運行台数

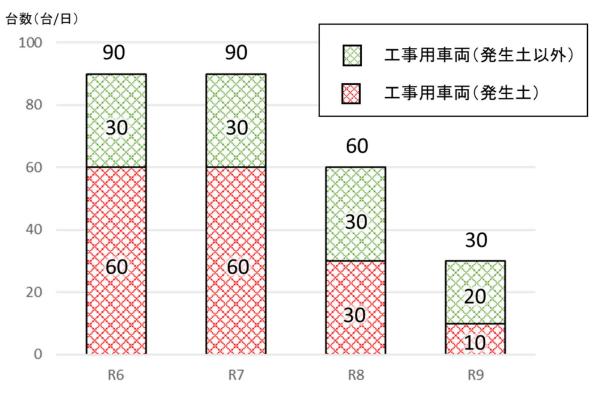
本工事における一般道を運行する主な工事用車両は、表 2-5-1-1 に示すとおりである。 また、想定される工事用車両の運行台数の推移(年度ごとのピーク月の日平均工事用車両 台数(片道))を図 2-5-1-1 に示す。

本工事の発生土は、工事施工ヤード造成等に使用する計画としているが、発生土の一部は、中部総合車両基地の造成に活用、または今後施工予定である基地北側の発生土置き場に運搬する計画とした。

種類	規格
トラック	4t、10t、15t 積
トラックミキサー車	4. 4m³
トレーラー	20t、25 t

表 2-5-1-1 主な工事用車両

年度ごとの1日あたり最大工事用車両台数(片道)



※上記台数は各年度のピーク月における日平均台数を示しており、上記台数が常時運行するものではない。 ※令和7年度では、トラックミキサー車が月平均2回程度、片道最大約300台/日運行する。 ※運行計画については、工事の状況等により変更する場合がある。

図 2-5-1-1 想定工事用車両の台数推移(片道)

2-5-2 工事用車両の運行ルート

本工事における工事用車両の主な運行ルートを図 2-5-2-1 に示す。発生土については、工事施工ヤード内に整備する工事用車両運行ルート、一般道を運行し、隣接する中部総合車両基地の造成に活用、または今後施工予定である基地北側の発生土置き場に運搬する計画としている。また、これ以外に発生土置き場が必要となる場合には、場所の選定、関係者との調整を行った後、関係する自治体も含め地元の皆様にお知らせし、工事を進めていく。

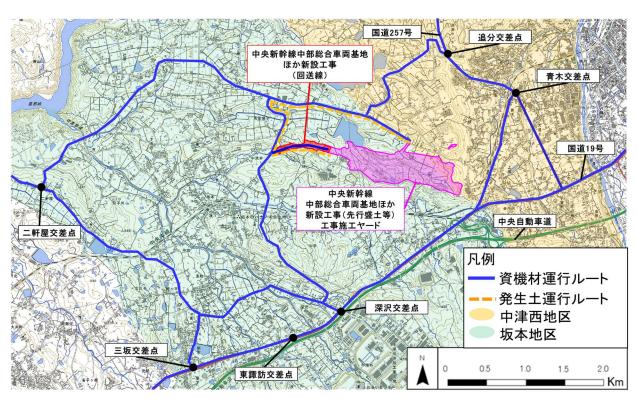


図 2-5-2-1 工事用車両の主な運行ルート

2-5-3 中津川市中津西地区及び坂本地区における工事用車両の運行

岐阜県中津川市においては、本工事のほか、中央新幹線建設に係る複数の工事が施工中である。令和6年10月時点の中津川市内の工事位置を図2-5-3-1に示す。また、中津川市中津西地区及び坂本地区における工事用車両の主な運行ルートを図2-5-3-2に示す。

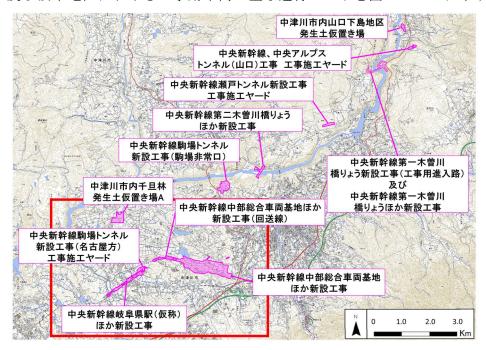
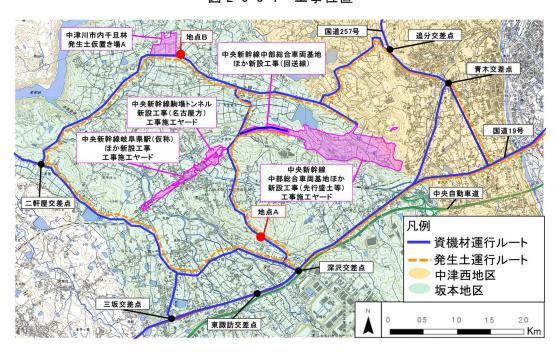


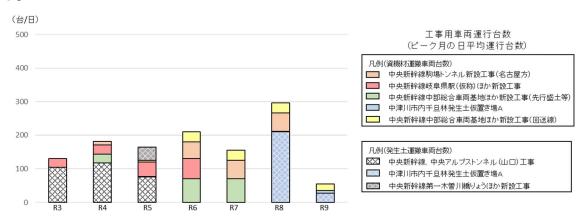
図 2-5-3-1 工事付置



- ※地点Aは、評価書の予測地点のうち中津川市中津西地区及び坂本地区において中央新幹線建設に係る 複数の工事による工事用車両が運行する地点である。
- ※地点Bは、「中津川市内千旦林仮置き場Aにおける環境の調査及び影響検討の結果について」の検討地 点のうち中津川市中津西地区及び坂本地区において中央新幹線建設に係る複数の工事による工事用車両 が運行する地点である。
- ※運行ルートについては、工事の状況等により変更する場合がある。

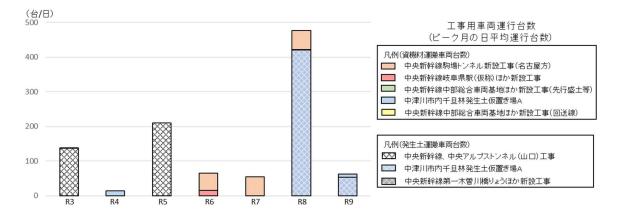
図 2-5-3-2 中津川市中津西地区及び坂本地区における工事用車両の主な運行ルート

「中央新幹線、中央アルプストンネル(山口)工事」、「中津川市内千旦林発生土仮置き場A」、「中央新幹線中部総合車両基地ほか新設工事(先行盛土等)」、「中央新幹線中部総合車両基地ほか新設工事(回送線)」、「中央新幹線岐阜県駅(仮称)ほか新設工事」及び「中央新幹線駒場トンネル新設工事(名古屋方)」における工事用車両台数の推移(年度ごとのピーク月の日平均運行台数)を図 2-5-3-3(1)~(2)に示す。この推移は、各工事における各年度の車両台数が最大となる月を代表して示しているものであるため、各年度を通して常に図 2-5-3-3(1)~(2)に示す台数の工事用車両を運行するものではない。なお、図 2-5-3-3(1)~(2)は令和6年10月時点での実績と計画を示したものである。



- ※R3、R4、R5年度の運行車両台数は、実績としている。
- ※中津川市中津西地区及び坂本地区における工事用車両の運行に係る工事最盛期は、 R6年度以降となる計画である。
- ※運行計画については、工事の状況等により変更する場合がある。
- ※今後計画する工事も含め、工区間で調整し、工事用車両運行台数の平準化に努める。

図 2-5-3-3(1) 地点 A における想定工事用車両の台数推移



- ※R3、R4、R5年度の運行車両台数は、実績としている。
- ※中津川市中津西地区及び坂本地区における工事用車両の運行に係る工事最盛期は、 R6年度以降となる計画である。
- ※運行計画については、工事の状況等により変更する場合がある。
- ※今後計画する工事も含め、工区間で調整し、工事用車両運行台数の平準化に努める。

図 2-5-3-3 (2) 地点 B における想定工事用車両の台数推移

第3章 環境保全措置の計画

3-1 環境保全措置の検討方法

評価書で予測した結果をもとに、評価書に記載した環境保全措置について、現地の状況に合わせて下記に示す具体的検討手順により採否を検討した。なお、専門性の高い環境保全措置については、専門家等の助言を受けて検討を行った。

(具体的検討手順)

施設や工事施工ヤードの詳細な計画にあたり、動植物の重要な種等が生息・生育する 箇所をできる限り回避するとともに、重要な地形及び地質等その他の環境要素への影響も考慮し、地形の改変範囲をできる限り小さくするように計画

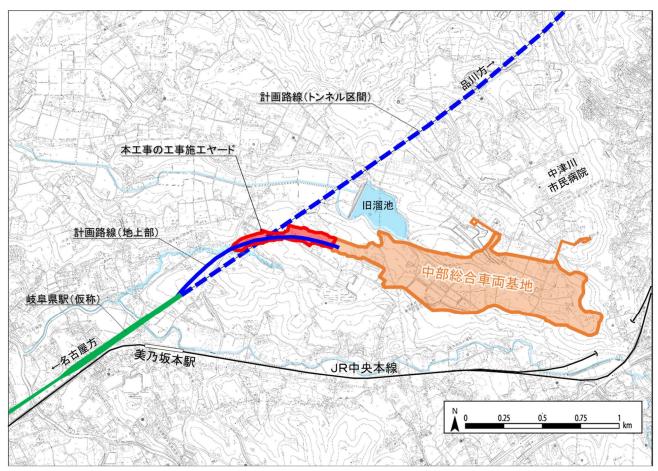
そのうえで、工事等による影響を低減させるための環境保全措置を現場の状況に即し、

- ・建設機械、仮設設備等のハード面
- ・係員配置、教育・指導、設備のメンテナンス等のソフト面から検討

必要な場合には、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置について検討

3-2 環境保全措置を検討した事業計画地

環境保全措置を検討した事業計画地の位置を、図 3-2-1 に示す。



(本図は自社の測量成果物を用いている)

図 3-2-1 環境保全措置を検討した事業計画地

3-3 重要な種等の生息・生育地の回避検討

本工事における工事施工ヤード等の検討にあたっては、使用する設備の必要面積や設備配置を考慮したほか、重要な種等の生息・生育地が存在することから、図 3-3-1 及び表 3-3-1 に示すとおり、環境保全措置として、動植物の重要な種等の生息・生育地の回避検討を行い、重要な種等への影響について、回避又は低減を図った。その結果、図 3-3-1 及び表 3-3-1 に示すとおり、重要な種等の生息・生育地を回避した。なお、希少種保護の観点から、位置等に関する情報については、非公開としている。



図 3-3-1(1) 重要な種等の生息・生育地の調査結果(動物:哺乳類・鳥類)



図 3-3-1(2) 重要な種等の生息・生育地の調査結果(動物:両生類・爬虫類・昆虫類)



図 3-3-1(3) 重要な種等の生息・生育地の調査結果(魚類・底生動物・陸産貝類)



図 3-3-1(4) 重要な種等の生息・生育地の調査結果(植物)

回避検討結果	
希少種保護のため、非公開	

表 3-3-1(2) 重要な種の生息・生育地の回避検討

回避検討結果 希少種保護のため、非公開	

3-4 工事による影響を低減させるための環境保全措置

工事による影響を低減させるため、本工事において実施する環境保全措置について、工事の内容 や周辺の状況等を考慮し、以下のとおり計画した。なお、本頁以降記載の環境保全措置の効果は、 主に評価書からの表現を引用しているものである。また、図に添付されている写真は、岐阜県の中 央新幹線工事の実施例である。

3-4-1 大気環境 (大気質、騒音、振動)

大気環境に関する環境保全措置を表 3-4-1-1 及び図 3-4-1-1 に示す。工事中に実施する環境保全措置については、工事契約に盛り込み確実な実施を図るとともに適切な時期に実施状況の確認を行う。

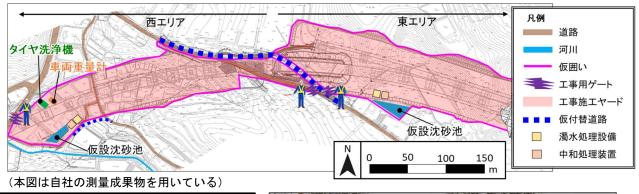
表 3-4-1-1(1) 大気環境に関する環境保全措置

環境要素	環境保全措置	(1) 人式環境1〜関9 る環境保 至指直 環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素及び 浮遊粒子状物質)	排出ガス対策型 建設機械の稼働	排出ガス対策型建設機械を使用する ことにより、二酸化窒素及び浮遊粒 子状物質の発生を低減できる。	工事施工ヤード等で使用する建設機械は、排出ガス対策型を使用する計画とした。(図 3-4-1-1)
大気質 (二酸化窒素及び 浮遊粒子状物質、 粉じん等) 騒音 振動	工事規模に合わ せた建設機械の 設定	工事規模に合わせて必要以上の建設 機械の規格、配置及び稼働とならな いように計画することで、二酸化窒 素及び浮遊粒子状物質、粉じん等、騒 音、振動の発生を低減できる。	工事施工ヤードで使用する 建設機械は、工事規模を想定 して必要以上の規格、配置・ 稼働とならない計画とした。
大気質 (二酸化窒素及び 浮遊粒子状物質、 粉じん等)	工事に伴う改変 区域をできる限 り小さくする	工事施工ヤード内に設置する諸設備 を検討し、設置する設備やその配置 を工夫することにより、建設機械の 稼働を最小限に抑えることで、二酸 化窒素及び浮遊粒子状物質、粉じん 等の発生を低減できる。	工事施工ヤード等において 仮設備の配置計画を行い、改 変範囲をできる限り小さく する計画とした。
大気質 (二酸化窒素及び 浮遊粒子状物質、 粉じん等) 騒音 振動	工事の平準化	工事の平準化により片寄った施工を 避けることで、二酸化窒素及び浮遊 粒子状物質、粉じん等、騒音、振動の 局地的な発生を低減できる。	工事施工ヤードで使用する 建設機械が、片寄った配置・ 稼働とならない計画とした。
大気質 (粉じん等)	仮囲いの設置	住居等周辺環境を考慮した仮囲いの 高さの検討を行ったうえで仮囲いを 設置することで、粉じん等の拡散を 低減できる。	工事施工ヤード等において は、高さ 1.8m の仮囲いを標 準として設置する計画とし た。(図 3-4-1-1)
騒音	低騒音型建設機 械の採用	低騒音型建設機械の採用により、工 事に伴う騒音の発生を低減すること ができる。	工事施工ヤードで使用する 建設機械は、低騒音型建設機 械を使用する計画とした。 (図 3-4-1-1)

表 3-4-1-1(2) 大気環境に関する環境保全措置

	表 3-4-1-1(Z)	人又現場に関する環境体土相直			
環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等		
騒音	仮囲い・防音シ ート等の設置に よる遮音対策	仮囲いについて、住居等周辺環境を 考慮した高さの検討を行ったうえ で、防音シート等を設置すること で、遮音による騒音の低減効果が見 込まれる。なお、防音シートの遮音 性能は、透過損失 10dB とされてい る(ASJCN-Model 2007)。	工事施工ヤードにおいては、高さ1.8mの仮囲いを標準として設置する計画とした。(図 3-4-1-1)		
大気質 (二酸化窒素及び浮 遊粒子状物質) 騒音 振動	建設機械の使用 時における配慮	工事の実施にあたって、高負荷運転 の防止、アイドリングストップの推 進等により、二酸化窒素及び浮遊粒 子状物質、騒音、振動の発生を低減 できる。	工事施工ヤード等で建 設機械の稼働に従事す る者に対して、高負荷運 転の防止及びアイドリ ングストップの講習・指 導を実施する。		
大気質 (二酸化窒素及び浮 遊粒子状物質) 騒音 振動	建設機械の点 検・整備による 性能維持	法令上の定めによる定期的な点検 や日々の点検・整備により、建設機 械の性能を維持することで、二酸化 窒素及び浮遊粒子状物質、騒音、振 動の発生を低減できる。	工事施工ヤード等で使 用する建設機械は、法令 上の定めによる定期点 検や日々の点検及び整 備を行い、性能を維持す る。		
大気質 (二酸化窒素及び浮 遊粒子状物質、 粉じん等) 騒音 振動	工事従事者への講習・指導	建設機械の適正な稼働、建設機械の 騒音発生の抑制、建設機械の振動発 生の抑制について、工事従事者への 講習・指導を実施することにより、 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、粉 じん等、騒音、振動の発生を低減で きる。	工事施工ヤード等で建 設機械の稼働に従事す る者に対して、建設機械 の高負荷運転の抑制、点 検等について、講習・指 導を実施する。		
大気質 (粉じん等)	工事現場の清掃 及び散水	工事現場の清掃や散水を行うこと で、粉じん等の発生を低減できる。	工事施工ヤード等では、 清掃及び散水を行う。 (図 3-4-1-1)		

上記の他、工事施工ヤードでの騒音、振動について日々簡易計測を行い、その結果も踏まえて影響の低減を図る。









※写真は岐阜県内の中央新幹線工事の実施例である。

図 3-4-1-1 大気環境に関する環境保全措置

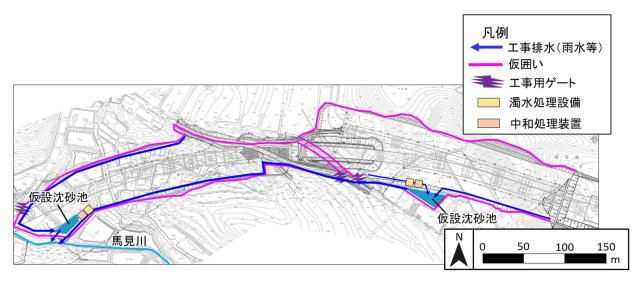
3-4-2 水環境(水質)

水環境に関する環境保全措置を表 3-4-2-1 及び図 3-4-2-1~図 3-4-2-2 に示す。工事中に実施する環境保全措置については、工事契約に盛り込み確実な実施を図るとともに適切な時期に実施状況の確認を行う。

表 3-4-2-1 水環境に関する環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
水質 (水の濁 り、水の汚 れ)	工事排水の適切 な処理	工事により発生する濁水、アルカリ 排水は、必要に応じて発生水量を考 慮した処理能力を有する濁水処理設 備等の対策により、法令に基づく排 水基準等を踏まえ、沈殿、濾過等、濁 りを低減及びpH値の改善を図るため の処理をした上で排水することで、 公共用水域への影響を低減できる。	工事施工ヤード等から出る雨水を含む工事排水は、仮設沈砂池にて沈砂を行い、必要に応じて中和処理等をしたうえで、公共用水域(馬見川)へ放流する計画とした。(図 3-4-2-1、図 3-4-2-2)
水質 (水の濁 り、水の汚 れ)	工事排水の監視	工事排水の水の濁り、汚れを監視し、 処理状況を定期的に確認すること で、水質管理を徹底することができ る。	工事施工ヤードから出るヤード整備 中等の雨水を含む工事排水は、仮設沈 砂池からの放流箇所において、処理状 況を確認する。
水質 (水の濁 り、水の汚 れ)	処理設備の点 検・整備による 性能維持	処理設備を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができる。	工事施工ヤードに設置する濁水処理 設備は、点検整備を実施する。

・工事排水の監視としては、水素イオン濃度 (pH)、浮遊物質量 (SS)、水量、水温について、放流する際は1日1回を基本に測定を実施する。これらの調査により法令に定める排水基準 (水素イオン濃度 (pH)、浮遊物質量 (SS)) に適合していることを確認のうえで放流を行う。



(本図は自社の測量成果物を用いている)

図 3-4-2-1 水環境に関する環境保全措置

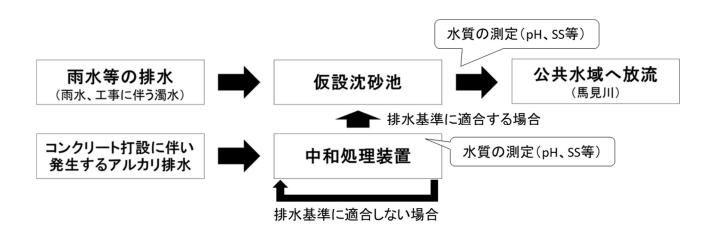


図 3-4-2-2 排水処理のフロ一図

3-4-3 土壌環境・その他(土壌汚染、日照阻害、電波障害、文化財)

土壌環境・その他に関する環境保全措置を表 3-4-3-1 に示す。工事中に実施する環境保全措置については、工事契約に盛り込み確実な実施を図るとともに適切な時期に実施状況の確認を行う。

表 3-4-3-1(1) 土壌環境・その他に関する環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
土壤汚染	有害物質の有無の確認と汚染土壌の適切な処理	汚染のおそれがある土壌に遭遇 した場合は、有害物質の有無や 汚染状況等を確認する。土壌汚 染が明らかになった際には、関 係法令等に基づき対象物質の種 類や含有状況等に合わせた処 理、処分を行うことで、土壌汚 染を回避できる。	汚染のおそれがある土壌に遭遇した場合は、有害物質の有無や汚染状況等を確認する計画とした。また、工事施工ヤード造成に伴う発生土に含まれる重金属等の有無の確認は、土壌汚染対策法に基づき、事前に届け出を行い、必要に応じて土壌汚染状況調査等を実施する計画とした。
日照阻害	鉄道施設(嵩上式)の構造物の形式・配置等の工夫	鉄道施設(嵩上式)の構造物の 形式・配置等の工夫又は防音防 災フード区間を短くすることに より、桁下空間の確保又は構造 物高さの低減を行うことで、日 照阻害を回避又は低減できる。	高架橋の設計において道路との 交差に必要となる桁下空頭を確 保したうえで、構造物高さをでき る限り低くした。なお、防音防災 フードを要しない区間であるた め、日照阻害の影響が低減され る。
電波障害	鉄道施設(嵩上 式)の構造物の形 式・配置等の工夫	鉄道施設(嵩上式)の構造物の 形式・配置等の工夫又は防音防 災フード区間を短くすることに より、桁下空間の確保又は構造 物高さの低減を行うことで電波 障害の影響を回避又は低減でき る。	高架橋の設計において道路との 交差に必要となる桁下空頭を確 保したうえで、構造物高さをでき る限り低くした。なお、防音防災 フードを要しない区間であるた め、電波障害の影響が低減され る。

表 3-4-3-1(2) 土壌環境・その他に関する環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
土壤汚染	有害物質の有無 の確認と汚染土 壌の適切な処理	汚染のおそれがある土壌に 遭遇した場合は、有害物質の 有無や汚染状況等を確認す る。土壌汚染が明らかになっ た際には、関連法令等に基づ き対象物質の種類や含有状 況等に合わせた処理、処分を 行うことで、土壌汚染を回避 できる。	工事中に刺激臭、悪臭又は異常な色を呈した土壌や地下水を確認する等、汚染のおそれがある土壌に遭遇した場合は、有害物質の有無や汚染状況等を確認する。土壌汚染が明らかとなった際には、関係法令等に基づき適切に処理、処分する。
文化財	遺跡の発見に関 する届出及び関 係機関との協 議、対処	法令に基づき、調査中及び工事中に新たに遺跡を発見したときは、その旨を教育委員会等へ届出をし、その後の取扱いは関係箇所と協議を行い、対処することで、文化財への影響を回避・低減できる。	工事施工ヤード等において、工事中に新たな遺跡を発見したときは、法令に基づきその旨を教育委員会等へ届出し、その後の取扱いは関係箇所と協議を行い、対処する。

評価書の公告後に、公共施設の設置に起因する日陰により生ずる太陽光発電設備への国の処理基準が新たに定められたことから、太陽光発電設備については、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる太陽光発電設備に対する損害等に係る費用負担(案)について(中央用対第7号 平成29年3月29日)」のとおり対応を行う。

中央新幹線の構造物等により日陰が発生し、損害等が生じる太陽光の発電設備のうち、工事完了 以前から設置・使用している方を対象とする。

3-4-4 動物・植物・生態系

動物・植物・生態系に関する環境保全措置を表 3-4-4-1 に示す。工事中に実施する環境保全措置については、工事契約に盛り込み確実な実施を図るとともに適切な時期に実施状況の確認を行う。

表 3-4-4-1(1) 動物・植物・生態系に関する環境保全措置

表 3-4-4-I(I) 動物・植物・生態糸に関する環境保全措直			
環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
動物植物	重要な種の生息 地の全体又は一 部を回避	重要な種の生息地の全体又は一部を回避することで、影響を回避 又は低減できる。	重要な種が生息する地域は、可能な 限り回避する計画とした。
動物生態系	防音シート、防 音扉、低騒音の 建設機械の採用	防音シート、防音扉、低騒音の建 設機械の採用により、騒音の発生 が抑えられることで、鳥類等の生 息環境への影響を低減できる。	工事施工ヤード等では工事施工ヤード等の周囲に仮囲い・防音シート等を設置する計画とした。また、各工事施工ヤード等で使用する建設機械は低騒音型建設機械を使用する計画とした。
動物 植物 生態系	工事に伴う改変 区域をできる限 り小さくする	工事ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより、重要な種の生息・生育環境の改変をできる限り小さくすることで、重要な種、注目種等の生息・生育地への影響を回避又は低減できる。	工事施工ヤード等において仮設備 の配置計画を行い、改変範囲をできる限り小さくする計画とした。また、工事施工ヤードの外周に仮囲いを設置し、動物の侵入を防止する計画とした。
動物生態系	コンディショニ ングの実施	段階的に施工規模を大きくし、 徐々に工事に伴う騒音等に慣れ させること等により、猛禽類等へ の影響を低減できる。	評価書において保全対象としているオオタカ (千旦林南ペア) について、専門家等の技術的助言も踏まえながら、必要に応じてコンディショニングを実施する。
植物	重要な種の移 植・播種	鉄道施設(地表式又は掘割式)の位置や形状の観点から回避、低減のための環境保全措置を講じた上で、そこに生育する重要な種の一部が、やむをえず消失することとなる場合は、代償措置として消失する環境の近傍において、消失する環境に類似した環境(植生、光及び水分等の条件)を持つ場所へ移植・播種を行うことで、重要な種への影響を代償することができる。	植物の移植に際しては、対象個体の 生育環境を改変する前に、消失する 環境に類似した環境を持つ場所へ 移植を実施する計画とした。
動物 植物 生態系	工事従事者への講習・指導	工事区域外への不必要な立ち入り等の制限やゴミ捨ての禁止などについて工事従事者に指導することで、人為的な攪乱、踏みつけ等による影響を低減できる。	工事施工ヤードの工事従事者に対して、工事施工ヤード外への不用意な立ち入りやゴミ捨ての禁止等について、講習・指導を実施する。

表 3-4-4-1(2) 動物・植物・生態系に関する環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
動物生態系	資材運搬等の適 正化	資材運搬車両の運行ルートは既存の道路を活用すると共に、配車計画を運行ルートに応じた車両の台数及び速度、運転方法等に留意して計画することにより、動物全般への影響を低減できる。	本工事の施工に係る資材及び機械 の運搬に用いる車両において、既存 の道路を活用すると共に、運行ルー トに応じた車両の台数及び速度、運 転方法等に留意する。
動物 植物 生態系	汚濁処理施設及 び仮設沈砂池の 設置	汚濁処理施設及び仮設沈砂池の 設置により汚濁水の発生が抑え られ、また、排水の水温を下げ ることで、水辺の動植物の生息・ 生育環境への影響を低減でき る。	工事施工ヤードから発生する工事 排水を処理するために、工事施工ヤードには、仮設沈砂池及び発生水量 の処理能力を備えた濁水処理設備 を設置し、必要に応じて中和処理等 を実施し、馬見川へ放流する。
植物生態系	外来種の拡大抑 制	資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努める。また、作業員に対し、外来種拡大防止対策の重要性について教育を行うことで、外来種の拡大を抑制し、生育環境への影響を回避又は低減できる。	工事施工ヤードにおいて工事用車両のタイヤ洗浄を行う計画とした(図 3-4-4-1)。また、作業員に対し、外来種拡大防止対策の重要性について教育を実施する。

専門家等の技術的助言を踏まえ環境保全措置の計画を行ったが、環境保全措置の実施にあたっても、 専門家等の技術的助言を得ながら実施していく。また、事後調査やモニタリングの結果も踏まえ影響の 恐れが確認された場合は、速やかに専門家等の技術的助言を受け、必要な場合は追加の環境保全措置を 講ずる。



※写真は岐阜県内の中央新幹線工事の実施例である。

図 3-4-4-1 動物・植物・生態系に係る環境保全措置

3-4-5 環境への負荷 (廃棄物等、温室効果ガス)

廃棄物等、温室効果ガスに関する環境保全措置を表 3-4-5-1 に示す。工事中に実施する環境保 全措置については、工事契約に盛り込み確実な実施を図るとともに適切な時期に実施状況の確認 を行う。

表 3-4-5-1 廃棄物等、温室効果ガスに関する環境保全措置

型は一	衣 3-4-0-1	廃来物寺、温至郊来ガスに関する環境 ではない人世界の世界	
環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
廃棄物等	建設発生土の再 利用	建設発生土は本工事内で再利用、他の公共事業などへの有効活用に努めるなど、活用を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できる。	本工事による発生土は工事施工ヤード内での造成、中部総合車両基地及び基地北側に計画している発生土置き場に運搬し、活用する計画とした。
温室効果ガス	低炭素型建設機 械の選定	低炭素型建設機械(例えば油圧ショベルでは CO ₂ 排出量が従来型に比べ 10% 低減)の採用により、温室効果ガスの 排出量を低減できる。	低炭素型建設機械を使用するよう努めるとともに、低炭素型建設機械が採用困難な場合等は、できる限り燃費性能の良い建設機械を使用する計画とした。
温室効果ガス	工事規模に合わ せた建設機械の 設定	工事規模に合わせて必要以上の建設 機械の規格、配置及び稼働とならない ように計画することで、温室効果ガス の排出量を低減できる。	工事施工ヤード等で使用する建設機械は、工事規模を想定して必要以上の規格、配置・稼働とならない計画とした。
廃棄物等 温室効果ガス	副産物の分別・ 再資源化	場内で細かく分別し、再資源化に努め ることで、取り扱う副産物の量、温室 効果ガスの排出量を低減できる。	本工事における副産物は、工 事施工ヤード内で細かく分 別し再資源化に努める。
温室効果ガス	高負荷運転の抑 制	建設機械の高負荷運転を抑制することにより、温室効果ガスの排出量を低減できる。	工事施工ヤードで建設機械 の稼働に従事する者に対し、 建設機械の高負荷運転の防 止、点検等について、講習・ 指導を実施することで、高負 荷運転を抑制する。
温室効果ガス	建設機械の点検・整備による性能維持	法令上の定めによる定期的な点検や 日々の点検・整備により建設機械の性 能を維持することで、温室効果ガスの 排出量を低減できる。	工事施工ヤード等で使用する建設機械は、法令上の定めによる定期点検や日々の点検及び整備を行い、性能を維持する。
温室効果ガス	工事従事者への講習・指導	建設機械の高負荷運転の抑制、建設機 械の点検・整備による性能維持につい て、工事従事者への講習・指導を実施 することにより、温室効果ガスの低減 が見込まれる。	工事施工ヤード等で建設機 械の稼働に従事する者に対 し、建設機械の高負荷運転の 防止、点検等について、講習・ 指導を実施する。

3-5 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置

資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置について、工事の内容や周辺の住居の状況等を考慮して、表 3-5-1 のとおり計画する。

表 3-5-1(1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (二酸化窒素及び浮 遊粒子状物質) 騒音 振動 温室効果ガス	資材及び機械の 運搬に用いる車 両の点検・整備 による性能維持	法令上の定めによる定期的な点検・整備により、資材及び機械の 運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊 粒子状物質、騒音、振動、温室効 果ガスの発生を低減できる。	本工事の施工に係る資材及 び機械の運搬に用いる車両 は、法令上の定めによる定期 点検や日々の点検及び整備 を行い、性能を維持する計画 とした。
大気質 (二酸化窒素及び浮 遊粒子状物質) 騒音 振動	資材及び機械の 運搬に用いる車 両の運行計画の 配慮	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの分散化等を行うことにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、騒音、振動の発生を低減できる。	本工事の施工に係る資材及 び機械の運搬に用いる車両 の運行において、運行ルート をワンウェイとし、道路毎の 車両の運行台数を低減する こと等で、車両による二酸化 窒素及び浮遊粒子状物質等 の発生を低減する計画とし た。
大気質 (二酸化窒素及び浮 遊粒子状物質) 騒音 振動	環境負荷低減を 意識した運転の 徹底	資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、アイドリングストップ及び急発進や急加速の回避を始めとしたエコドライブの徹底により、発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、騒音、振動を低減できる。	本工事の施工に係る資材及び機械の運搬に従事する者に対して、法定速度の遵守、アイドリングストップ及び急発進や急加速の回避をはじめとしたエコドライブの徹底について講習・指導を実施する計画とした。
大気質 (二酸化窒素及び浮 遊粒子状物質、粉じ ん等) 騒音 振動	工事の平準化	工事の平準化により資材及び機械の運搬に用いる車両が集中しないことで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、粉じん等、騒音、振動の局地的な発生を低減できる。	本工事の施工に係る資材及 び機械の運搬に用いる車両 の運行について、資材及び機 械の搬入時間を分けること 等で車両を短時間に集中さ せない計画とした。
大気質 (二酸化窒素及び浮 遊粒子状物質、粉じ ん等) 騒音 振動 温室効果ガス	工事従事者への講習・指導	資材及び機械の運搬に用いる車 両の適正な運行について、工事従 事者への講習・指導を実施するこ とにより、二酸化窒素及び浮遊粒 子状物質、粉じん等、騒音、振動、 温室効果ガスの発生を低減でき る。	本工事の施工に係る資材及び機械の運搬に従事する者に対して、点検・整備、環境負荷低減を意識した運転について講習・指導を実施する計画とした。

表 3-5-1(2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置

環境要素	環境保全措置	環境保全措置の効果	実施箇所等
大気質 (粉じん等)	資材及び機械 の運搬に用い る車両の出入 り口や周辺道 路の清掃及び タイヤの洗浄	資材及び機械の運搬に用いる車 両の出入り口や周辺道路の清掃 及び散水、タイヤの洗浄を行うこ とで、粉じん等の発生を低減でき る。	本工事の施工に係る資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤ洗浄を行うとともに、必要に応じて出入り口や周辺道路の清掃及び散水を行う計画とした。(図 3-4-1-1、図 3-4-4-1)
大気質 (粉じん等)	荷台への防じ んシート敷設 及び散水	荷台に防じんシートを敷設する とともに散水することで、粉じん 等の発生を低減できる。	本工事の施工に係る発生土運搬 は荷台に防じんシートを敷設す るとともに、散水することで、車 両による粉じん等の発生を低減 する計画とした。
温室効果ガス	低燃費車種の 選定、積載の 効率化、運搬 計画の合理化 による運搬距 離の最適化	低燃費車種の選定、積載の効率 化、合理的な運搬計画の策定によ る運搬距離の最適化等により、温 室効果ガスの排出量を低減でき る。	本工事の施工に係る資材及び機 械の運搬に用いる車両において 国の重量車の燃費基準の認定を 受けた車種をできる限り使用す る計画とした。

3-6 重要な種の移植

工事施工ヤードの検討にあたっては、動植物の重要な種が生息・生育する箇所を回避することを前提に検討を行ったが、植物の重要な種の生育環境が十分に保全されないと考えられたため、対象となる個体の生育環境を改変する前に、消失する環境に類似した環境への移植を実施する。

移植の対象となる個体を表 3-6-1 に示す。

また、移植の実施フローを図 3-6-1 に、生育環境の調査及び移植候補位置の環境の調査の項目及び手法を表 3-6-2 に示す。なお、移植の対象とした個体の生育位置については図 3-6-2 ~図 3-6-3 に示す。

表 3-6-1 移植対象種

種名	科名	生育環境	重要な種の選定基準
カラタチバナ	ヤブコウジ科	やや湿った林内	環境省 RDB: -
			岐阜県 RDB:準絶滅危惧(準)
シデコブシ	モクレン科	やや湿った林内	環境省 RDB: 準絶滅危惧 (NT)
			岐阜県 RDB:絶滅危惧Ⅱ類(Ⅱ)

[※]環境省 RDB (「環境省レッドリスト 2020 維管束植物」令和 2 年、環境省)

[※]岐阜県 RDB (「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物 (植物編) 改訂版 - 岐阜県レッドデータブック (植物編) 改訂版 - 」平成 26 年、岐阜県)

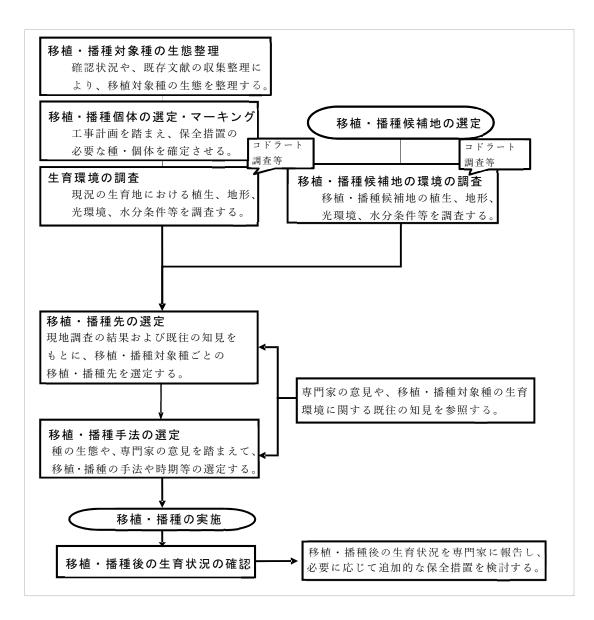


図 3-6-1 移植・播種の実施フロー

表 3-6-2 生育環境の調査及び移植候補地の環境の調査の項目及び手法

調査項目		手 法
植生		コドラート調査による。
地形		目視により確認する。
土性		「土をはかる」(昭和 62 年、日本規格協会) に従い現地の状況 を記録する。
光環境		相対照度又は光量子束密度を測定する。
水分条件	土壌水分	土壌水分計を用いて土壌水分を測定する。
	土湿度	環境省の「自然環境保全基礎調査要領」に準じ、乾とは土塊を にぎって湿りを感じない場合、適とは湿りを感じ、湿とは水が 出るがたれない、過湿とは水がしたたる場合、として記録する。

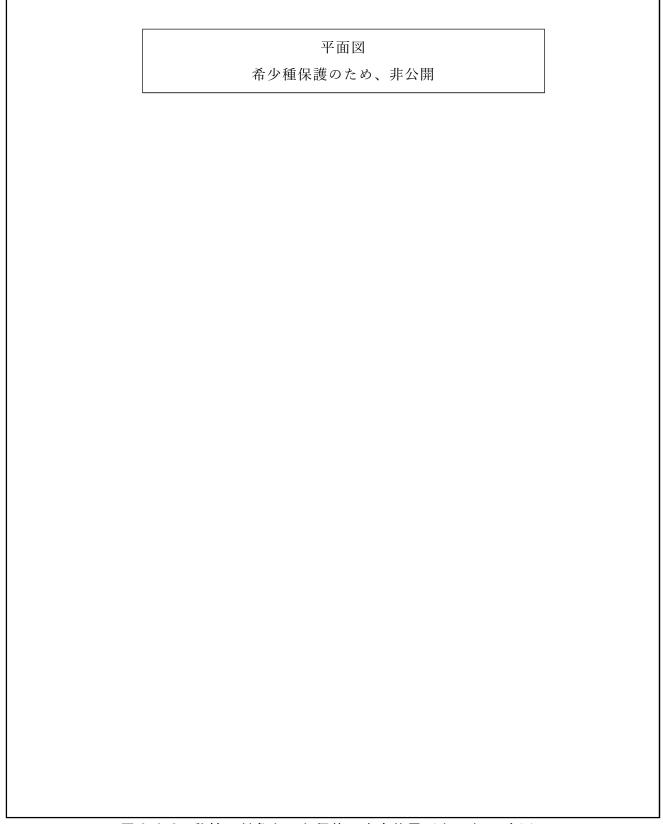


図 3-6-2 移植の対象とした個体の生育位置(カラタチバナ)

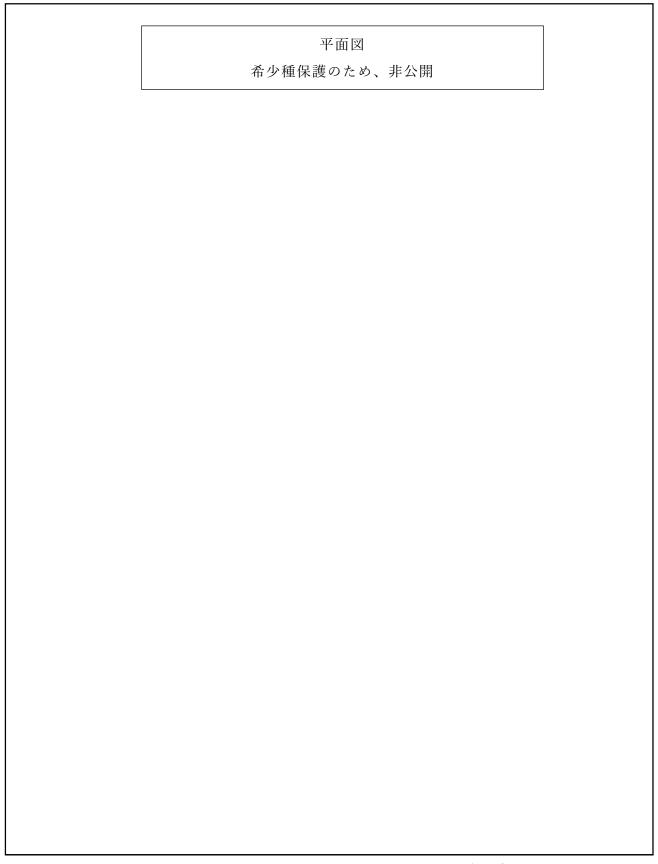


図 3-6-3 移植の対象とした個体の生育位置 (シデコブシ)

3-7 専門家等の技術的助言

環境保全措置の検討にあたっては、表 3-7-1 に示すとおり、専門家等の技術的助言を受けた。

表 3-7-1 専門家等による技術的助言の内容

項目	専門分野	所属機関の属性	主な技術的助言の内容
動物	猛禽類	公共団体等	・工事着手前に、猛禽類(オオタカ)の生息状況を確認すること。・調査(定点観察、営巣地等)を継続し、営巣エリア等が工事施エヤードの近傍に変わった場合は、コンディショニングなどの環境保全措置を検討、実施すること。
			・カラタチバナは、林地の中など日光が長時間当た らない箇所に移植する方法が良い。
植物	植物	公共団体等	・シデコブシは、同種個体の生育が確認されている 周辺箇所へ移植すれば良い。幼木が確認できれば それを移植すれば良いが、確認できない場合に は、秋に種子を採取し秋から冬にかけて播種する ことも検討すると良い。

3-8 環境保全措置の実施にあたっての対応方針

- ・環境保全措置については、工事契約に盛り込み確実な実施を図る。
- ・環境保全に資する仮設設備等については、現地の状況に合わせ、設置を行う。
- ・環境保全に資する仮設設備等については、定期的な設置状態や稼働状態の点検を行い、不 具合のある場合には速やかに対応する。
- ・元請会社職員に対し環境影響評価書の記載内容について教育したうえで、元請会社から工 事関係者全員に対し具体的に実施する措置について教育を行い、確実な遂行を図る。
- ・実施状況について定期的に確認し、必要な場合は指導を行う。

第4章 事後調査及びモニタリング

4-1 事後調査及びモニタリングの実施計画

事後調査及びモニタリングについては、評価書及びこれに基づく事後調査計画書(平成 26年11月)に基づいて実施する。

4-1-1 事後調査

事後調査の実施内容は、環境保全措置の内容や現地の状況、工事計画を考慮して、表 4-1-1 のとおりとする。

なお、動物、生態系について、本工事は駒場トンネル(名古屋方)、中部総合車両基地、岐阜県駅(仮称)の工事施工ヤードと隣接する地域であるため、事後調査対象とする猛禽類(オオタカ)は「中央新幹線駒場トンネル新設工事における環境保全について(名古屋方) 令和3年7月」(令和4年4月25日に更新版を公表済み)」、「中央新幹線中部総合車両基地ほか新設工事における環境保全について(先行盛土等) 令和3年6月」(令和6年1月25日に更新版を公表済み)及び「中央新幹線岐阜県駅(仮称)ほか新設工事における環境保全について 令和3年7月」(令和6年1月23日に更新版を公表済み)にて事後調査対象としたオオタカ(千旦林南ペア)と同一とする。

表 4-1-1 事後調査の実施内容

環境要素の区分	調査項目	調査地点	調査時期及び頻度
動物	オオタカの	営巣地周辺	・繁殖期 (工事中及び工事完了後)
生態系	生息状況		
植物	カラタチバ	移植先	・移植作業直後 1 ヵ月以内及び移植後
	ナ、シデコ		1年間は開花期、結実期それぞれ1回ずつ。
	ブシの移植		・それ以降は、移植後3年まで結実期に年1
	後の生育状		回実施することを基本とした。また、調査結
	況		果によっては、専門家等の技術的助言を踏ま
			え、調査期間等の見直しを検討する。

※調査時期については、工事の状況等により変更する場合がある。

4-1-2 モニタリング

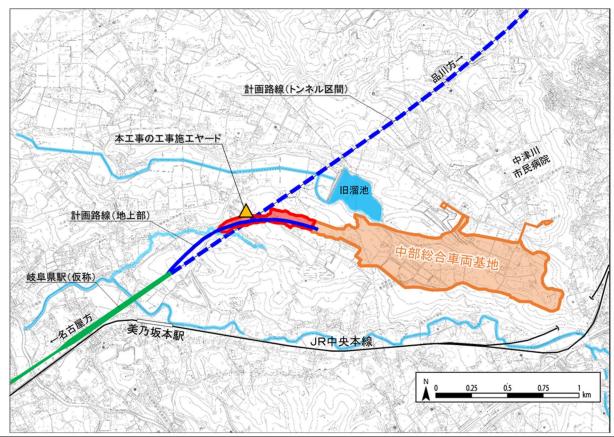
事後調査とは別に、工事中の環境管理を適切に行うことを目的に、表 4-1-2 のとおりモニタリングを実施する。なお、資材及び機械の運搬に用いる主要なルートに関する大気質、騒音、振動のモニタリングについては、本工事のほか、岐阜県中津川市内にて計画、施工されている中央新幹線建設に係る工事を含め、工事全体で最盛期となる時期に実施することとしており、計画が具体化した後に、実施計画を取りまとめる。

環境要素の 区分	調査項目	調査地点	調査時期及び頻度
大気質	二酸化窒素、浮遊粒 子状物質、粉じん等	図 4-1-2-1	・工事最盛期に1回実施(四季調査) (工事施工ヤード周辺:令和7年度を予定)
騒音	騒音	図 4-1-2-1	・工事最盛期に1回実施 (工事施工ヤード周辺:令和7年度を予定)
振動	振動	図 4-1-2-1	・工事最盛期に1回実施 (工事施工ヤード周辺:令和7年度を予定)
水質 (河川)	浮遊物質量(SS)、 水温、水素イオン濃 度(pH)	図 4-1-2-2	・工事前に1回実施 (令和3年1月(馬見川)に実施済み) ・工事中に毎年1回、低水期に実施
	自然由来の重金属等 (カドミウム、六価 クロム、水銀、セレ ン、鉛、ヒ素、ふっ 素、ほう素)	図 4-1-2-2	・工事前に1回実施 (令和3年1月(馬見川)に実施済み) ・工事中に毎年1回、低水期に実施

表 4-1-2 モニタリングの実施内容

- ※調査時期については、工事の状況等により変更する場合がある。
- ※工事排水を放流する際は、浮遊物質量(SS)、水温、水素イオン濃度(pH)を適時測定する。 また、工事中に刺激臭、悪臭又は異常な色を呈した土壌や地下水を確認した場合は、排水放 流時に自然由来の重金属等を測定する。

[※]モニタリングとは別に工事施工ヤードでの騒音・振動について日々簡易計測を行い、その結果も踏まえて影響の低減を図る。

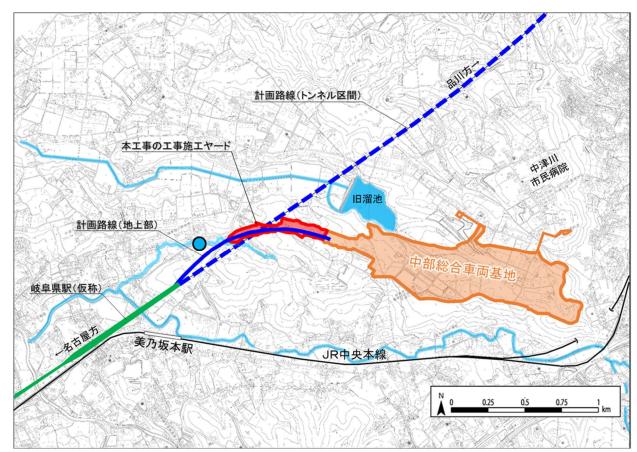


【モニタリング】

大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等)	・工事最盛期に1回実施(四季調査)			
騒音	・工事最盛期に1回実施			
振動	・工事最盛期に1回実施			

※ 調査地点については工事の状況等により変更する場合がある。 (本図は自社の測量成果物を用いている)

図 4-1-2-1 調査地点図(大気質・騒音・振動)



【モニタリング】

●水質	
浮遊物質量 (SS) 、水温、水素イオン濃度 (pH)	・工事前に1回実施 ・工事中に毎年1回低水期に実施
自然由来の重金属等 (カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、 ふっ素、ほう素)	・工事前に1回実施 ・工事中に毎年1回低水期に実施

※ 調査地点については工事の状況等により変更する場合がある。 (本図は自社の測量成果物を用いている)

図 4-1-2-2 調査地点図(水質(河川))

4-2 事後調査及びモニタリングの結果の取扱い

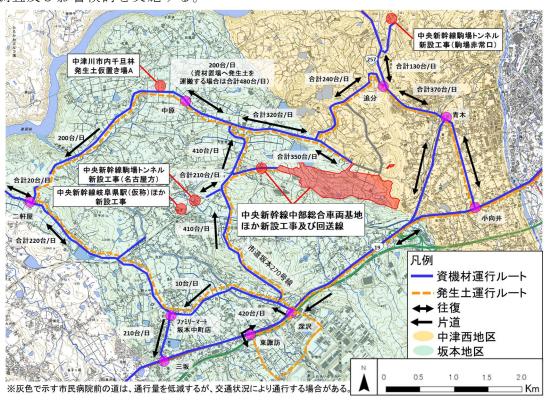
事後調査の結果については、岐阜県環境影響評価条例第38条第1項に基づき年度毎に事後調査報告書をとりまとめ、岐阜県及び関係市町に提出するとともに、当社のホームページに掲載する。また、モニタリングの結果及び環境保全措置の実施状況についても年度毎にとりまとめ、岐阜県及び関係市町に送付するとともに当社のホームページに掲載する。

なお、必要により、環境保全措置の追加や変更を行う。

(参考)中津川市中津西地区及び坂本地区における工事用車両の主な運行ルート及び区間毎の想定台数

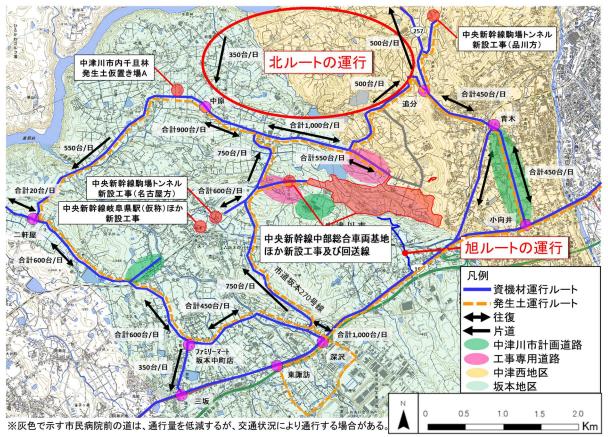
岐阜県中津川市においては、本工事のほか、中央新幹線建設に係る複数の工事が計画されている。工事最盛期前に計画している中津川市中津西地区及び坂本地区における工事用車両の主な運行ルート及び区間毎の想定台数を図1に示す。また、工事最盛期に計画している中津川市中津西地区及び坂本地区における工事用車両の主な運行ルート及び区間毎の想定工事用車両台数を図2に示す。

なお、図 2 に示す想定工事用車両台数は、既存道路のみを活用した場合の台数であり、 今後、中津川市計画道路の活用、工事専用道路の新設、苗木地区を含めた運行ルート(北 ルート)及び旭交差点を運行するルート(旭ルート)並びに運行ルート上における発生土 仮置き場等について検討し、各区間における想定工事用車両台数の低減に努める。そのう えで環境影響評価書に記載した、資材及び機械の運搬に用いる車両の発生交通量を超過す る場合は、関係者との調整を行った後に、環境保全措置の内容を詳細なものにするための 調査及び影響検討を実施する。



- ※令和6年10月時点で工事契約済みで当該地区における中央新幹線建設工事に係る全ての工事用車両を含んでいる。(岐阜県、中津川市等の中央新幹線建設関連工事は除く)
- ※上記の台数は、日平均運行台数が最大となる月を代表して示しているものであり、工事最盛期前において、常に上記台数の工事用車両を運行するものではない。
- ※まとまった量のコンクリートを打設する必要があり、やむを得ず多くのトラックミキサー車を運行する 日は、工区間で調整し、発生土やその他工区の資機材に関わる工事用車両運行台数を抑える。
- ※運行計画については、工事の状況により変更する場合がある。
- ※工区間で調整し、工事用車両運行台数の平準化に努める。
- ※「工事最盛期前」は概ね令和6年度までを想定しているが、工事の状況等により変更となる場合がある。

(参考) 図1 工事用車両の主な運行ルート及び区間毎の想定台数(工事最盛期前)



- ※令和6年10月時点で工事契約済みで当該地区における中央新幹線建設工事に係る全ての工事用車両を 含んでいる。(岐阜県、中津川市等の中央新幹線建設関連工事は除く)
- ※上記の台数は、日平均運行台数が最大となる月を代表して示しているものであり、工事最盛期以降、常に上記台数の工事用車両を運行するものではない。
- ※まとまった量のコンクリートを打設する必要があり、やむを得ず多くのトラックミキサー車を運行する日は、工区間で調整し、発生土やその他工区の資機材に関わる工事用車両運行台数を抑える。
- ※運行計画については、工事の状況により変更する場合がある。
- ※工区間で調整し、工事用車両運行台数の平準化に努める。

(参考) 図 2 工事用車両の主な運行ルート及び区間毎の想定台数(工事最盛期)

本書に掲載した地図は、注記があるものを除き、国土地理院発行の数値地図50000	0 (地
図画像)、25000 (地図画像)を加工して作成したものである。 本書は、再生紙を使用している。	